

会 議 録

1 日時

平成28年6月1日（水）

午後2時から午後2時46分まで

2 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県庁 本庁舎6階 正庁

3 出席者

会長ほか委員23名（うち代理出席10名）欠席2名

（別紙出席者名簿のとおり）

事務局（地域安全課5名）

4 議題

第10次愛知県交通安全計画（案）について

平成28年度愛知県交通安全実施計画（案）について

5 議事の経過

（1）開会

○ 事務局（地域安全課主幹）

それでは定刻となりましたので、ただ今から平成28年度愛知県交通安全対策会議を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、当対策会議の会長であります大村愛知県知事から御挨拶申し上げます。

（2）挨拶

○ 大村知事

はい、みなさん、こんにちは。

愛知県知事の大村です。

本日は、平成28年度愛知県交通安全対策会議を開催をさせていただきました、委員の皆様方にはお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から、交通安全に、御理解、御支援をいただいております、感謝を申し上げます。

さて、交通事故情勢であります、昨年の交通事故死者数は213人ということで、このところずっと減少しておりましたが、一昨年より9人増加し、13年連続して全国ワースト1位という厳しい結果となりました。

特に、去年は夏以降ですね、お盆くらいから、それまでは大阪に次いで2位だったんですけど8月くらいから9月10月11月と年末に向けてどんどん増えてということでございまして、大変残念な状況でございました。

そういう中で、「第9次愛知県交通安全計画」で掲げた、「平成27年までに年間の交通事故死者数を185人以下、死傷者数を55,000人以下とする。」という目標も、残念ながら達成することはできなかったわけでございます。

今年に入りまして、本県の4月中の交通事故死者数は6人ということで、月別死者数では過去最少となるなど、いい兆しというのも見られたわけですが、5月の下旬に死亡事故が多発いたしまして、本日、この6月1日付けで、今年2回目の交通死亡事故多発警報を発令するなど、依然として厳しい情勢が続いております。

従って、昨日時点で亡くなられた方が72人ということで、ちょうど1階のエレベーターホールのところ看板が立っておりますが、茨城県と同数ということで、またワースト1位ということでございます。大変残念であり、厳しい情勢でございます。

このため現在、県警察による指導取締の強化、そして、本日御出席の皆様方を始め関係機関・団体の皆様方にも積極的な広報啓発活動をお願いし、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に全力で取り組んでいるところでございます。

本日の会議では、今年度から、平成32年度までの5か年を計画期間とする「第10次愛知県交通安全計画（案）」及び「平成28年度の交通安全実施計画（案）」について、御審議をいただきます。

「第10次愛知県交通安全計画（案）」では、「平成32年度までに、年間の交通事故死者数を155人以下、死傷者数を39,000人以下とする」という目標といたしました。

あわせて、交通事故防止を図るための施策として、道路交通環境の整備や交通安全教育の推進、道路交通秩序の維持などを盛り込みました。

これらの施策を関係機関の皆様と連携し、総合的かつ効果的に取り組み、毎年度の交通安全実施計画の達成を通じて、交通事故死者数全国ワースト1位を返上してまいり所存でございます。

御出席の皆様には、引き続き、御支援、御協力をお願いするとともに、厳しい交通事故情勢を御理解いただいて、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

(3) 議事

○ 事務局（地域安全課主幹）

ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

愛知県交通安全対策会議の議長は、当対策会議運営要綱の規定により、会長であります知事が務めることとなっております。

大村知事よろしくお願いたします。

○ 大村知事

はい。それでは、議長となりまして、会議を進めさせていただきます。

よろしくお願いたします。

はじめに、愛知県交通安全対策会議運営要綱に規定をいたしますこの会議の委員の定足数26名ということで、本日の出席者は24名、欠席者は2名ということでありまして、出席者が過半数を超えておりますので、本日の会議は成立いたしております。

そして、本日の会議録につきましては、運営要綱の規定によりまして、出席者の中から2名の方に署名をいただきます。

署名人は、議長が指名することとなっておりますので指名をいたします。

愛知県市長会の理事 穂積 亮次さん よろしくお願いたします。

愛知県警察 本部長 榊田 好一さん よろしくお願いたします。

それでは、本日、お諮りする議題は、先ほど申しあげた第10次愛知県交通安全計画（案）及び平成28年度愛知県交通安全実施計画（案）についてでございます。

まずは、第10次愛知県交通安全計画（案）について、事務局から説明をいたします。はい、どうぞ。

○ 事務局（地域安全課長）

お手元の資料1「第10次愛知県交通安全計画（案）」を御覧ください。

この計画は、交通安全対策基本法に基づき、愛知県交通安全対策会議への参画機関の皆様の交通安全に対する施策を取りまとめ、平成28年度から32年度までの5年間における県内の陸上交通に関する交通安全対策の大綱を定めたものです。

なお、この計画の策定にあたりましては、本年の2月にパブリックコメントの実施をしております。

表紙をおめくりください。

はじめにでは、交通事故情勢の変遷、今回の計画策定の背景や目的等につ

いて、当対策会議の会長であります知事の言葉を掲載してあります。

1枚おめくりください。目次です。

本計画は、基本構想及び第1章道路交通の安全、次のページの下段に第2章鉄道交通の安全、第3章踏切道における交通の安全で構成しております。

計画の主な内容について御説明します。

まず、1ページを御覧ください。基本構想ですが、この計画の基本方針として、「1交通事故のない社会を目指して」では、記載の中ほどですが、人命尊重の基本理念に基づき、人優先の交通安全思想を基本に取り組みます。

次に「3 先端技術の積極的活用」では、更なる交通事故の抑止を図るため、先端技術や情報の普及活用を促進します。

次に、3ページを御覧ください。「第1章 道路交通の安全」第1節は、「道路交通の現状・推移」です。

4ページ上段を御覧ください。近年の交通死亡事故の特徴として、(1) 65才以上の高齢者の死者数が全体の5割を超えていること、(2) 交差点での死亡事故件数が全体の約5割を占めていることなどを記載しております。

次に6ページを御覧ください。「第2節 道路交通の安全についての対策」です。

「1 交通安全対策を考える視点」では、本文の7行目を御覧ください。

従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策を推進することとし、具体的には、①道路交通環境の整備から⑧研究開発及び調査研究の充実までの8本の柱を掲げ、交通安全対策を実施します。

その際に、2つの視点を重視して対策を進めます。

まず、1点目が「(1) 交通事故による被害を減らすために、重点的に対応すべき対象」です。

「ア 高齢者及び子どもの安全確保」次の7ページでは、「イ 歩行者及び自転車の安全確保」、「ウ 生活道路における安全確保」を視点として掲げています。

8ページを御覧ください。次に2点目としまして、「(2) 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項」です。

まず、「ア 先端技術の活用推進」では、運転者の危険認知の遅れや、運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムなどの普及・啓発に取り組むとともに、新たな先端技術に係る研究開発を積極的に支援します。

次に、「イ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進」を掲げました。

次に、「ウ 交差点对策の推進」では、交差点の対策箇所の効果検証に基づき、より効率的・効果的な対策に努め、交通事故の削減を図ります。

この交差点对策の推進につきましては、国の基本計画の視点には掲げられておらず、本県の交通事故の特徴として交差点での死亡事故が多いことを踏まえ、本県独自項目として掲げています。

次に、「エ 交通安全教育の推進」です。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、生涯にわたる学習を促進し、県民一人一人が交通安全の確保が自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要です。

この視点についても、本県の独自項目です。9ページを御覧ください。

中ほどに、最後の視点として、「オ 地域ぐるみの交通安全対策の推進」を掲げています。

次に10ページを御覧ください。「2 交通安全計画における目標」です。

年間の24時間死者数を155人以下、死傷者数を3万9,000人以下にするを目標にしました。

この数値目標は、国の数値目標の設定を参考にしました。

表の下段、国の9次計画と、10次計画の死者数の目標値を御覧ください。

9次の目標値は、3,000人以下、10次の目標値は、2,500人以下を掲げており、国が目標値を減らした率を本県の9次計画の目標値に乗じて設定しました。また、死傷者数も同様に設定しました。

続いて、11ページを御覧ください。第3節「講じようとする施策」について、御説明します。

「1 道路交通環境の整備」(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備「ア 生活道路等における交通安全対策の推進」です。

交通事故の多いエリアでは、幹線道路へ自動車交通を転換させるとともに、通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

次に、12ページを御覧ください。「イ 通学路等における交通安全の確保」です。

「通学路交通安全プログラム」に基づく定期的な合同点検の実施や通学路等の歩道整備を積極的に推進します。

次に、20ページを御覧ください。「(9) 高度道路交通システムの活用」です。

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、最先端の情報通信技術を用いて、高度道路交通システムを引き続き推進します。

次に、28ページを御覧ください。「2 交通安全思想の普及徹底」です。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進では、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」を始め「イ 小学生に対する交通安全教育の推進」など、世代ごとに応じた、具体的な取組を行います。

次に33ページを御覧ください。(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進「ア 交通安全運動の推進」です。

県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守等を習慣付けます。

また、愛知県交通安全推進協議会による交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

次に34ページを御覧ください。「エ 自転車の安全利用の推進」です。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

次に、40ページを御覧ください。「3 安全運転の確保」、(1) 運転者教育等の充実です。

最下段の「エ 高齢運転対策の充実」、「(ア) 高齢者に対する教育の充実」を御覧ください。

本文2行目認知機能検査に基づく高齢者講習においては、検査の結果に応じた、きめ細かな講習を実施するなど、より効果的な教育に努めます。

次に、43ページを御覧ください。「(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進」です。

「事業用自動車総合安全プラン」に基づく、安全体質の確立、コンプライアンスの徹底等の取組を推進します。

具体的には、44ページ中ほどの「オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策」を御覧ください。

本年1月に発生しました長野県でのスキーバス事故を踏まえ、貸切バス事業者の大幅な増加や、バス運転手不足等の構造的な問題を踏まえつつ、徹底的に再発防止策について検討し、結論が得られたものから速やかに実施します。

また、次のページの(5)「交通労働災害の防止等」、「ア 交通労働災害の防止」を御覧ください。中ほどに列記しています。

「事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立」を始め6項目について、事業者による取組を推進させ、交通労働災害の防止を図ります。

次に、46ページを御覧ください。「(6) 道路交通に関連する情報の充実」、「イ 気象情報等の充実」です。

道路交通に影響を及ぼす、台風、地震などの自然現象について、的確な実

況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報等を適時・適切に発表して、事故の防止・軽減に努めます。

次に、47ページを御覧ください。「4 車両の安全性の確保」、「(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進」、「イ 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車の開発・普及の推進」です。

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車について、産学行政の協力の下、車両の開発・普及を進めます。

また、次に、50ページを御覧ください。「(5) 自動車安全に係る技術開発等の推進」では、産学行政で構成する自動車安全プロジェクトチームにおいて、自動車安全技術に係る研究開発や普及の取組を推進します。

次に、51ページを御覧ください。「5 道路交通秩序の維持」、「(1) 交通の指導取締りの強化等」、「ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等」です。

歩行者及び自転車利用者の事故防止、並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進します。

次に、55ページを御覧ください。「6 救助・救急活動の充実」、「(1) 救助・救急体制の整備」、「ア 救助体制の整備・拡充」です。

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動を円滑に実施します。

次に、58ページを御覧ください。「7 被害者支援の充実と推進」、「(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等」です。

自動車損害賠償責任保険の期限切れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、無保険車両の運行防止を徹底します。

次に、60ページを御覧ください。「8 研究開発及び調査研究の充実」、「(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進」です。

本文2行目、道路交通安全対策の今後の方向を考慮して、人・道・車、それぞれの分野における研究開発を計画的に推進します。

次に、63ページを御覧ください。「第2章 鉄道交通の安全」です。

冒頭2段落目、県民が安心して利用できる一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種安全対策を総合的に推進します。

「第1節 全国の鉄道事故のすう勢等」です。

鉄道の運転事故は、長期的には減少傾向にあり一方、ホームから転落して列車に接触するなどの人身障害事故が増加傾向にあります。

「第2節 交通安全計画における目標」です。

計画では、乗客・乗員の死者数ゼロ、及び運転事故件数の減少を目指すを掲げました。

次に、64ページを御覧ください。「第3節 講じようとする施策」では、本文3行目、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故の未然防止を図るため、総合的な視点から施策を推進します。

次に、68ページを御覧ください。「第3章 踏切道における交通の安全」です。

踏切事故防止対策を総合的に推進することにより、踏切事故のない社会を目指します。

「第1節 全国の踏切事故のすう勢等」です。

踏切事故は、長期的には減少傾向にありますが、依然、踏切事故は鉄道事故の約半数を占めている状況にあり、また、改良すべき踏切がなお、残されています。

「第2節 交通安全計画における目標」です。

計画では、平成32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減することを目指すを掲げました。

次に、69ページを御覧ください。「第3節 講じようとする施策」では、「1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」などにより、踏切道の交通安全対策を図ります。

以上簡単ではございますが、第10次愛知県交通安全計画（案）の説明を終わります。

○ 議長（大村知事）

それでは、ただ今事務局から説明がありました第10次愛知県交通安全計画（案）につきまして、御意見等ありましたらお伺いしたいと思います。

私からまず順次指名させていただきます。

まず最初に、交通管理者の立場から榊田警察本部長に意見を伺います。

はい、どうぞ。

○ 県警本部長

警察本部長の榊田でございます。

皆様には道路交通の安全の活動を通して、地域社会の安心・安全の確立のために日々御尽力をいただいているところでありまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

県下の交通事故情勢につきましては、知事からもお話にございましたが、

本年5月下旬に入りまして、特に22日以降に交通死亡事故が多発し、昨日現在での交通事故死者は72人で、前年対比では5人の減少となっておりますけれども、全国順位はワースト1位となっております。

本日、本年2回目となります交通死亡事故多発警報が発令されたところであり、更に本日未明には、一宮市内で2人の方がお亡くなりになる事故が発生するなど、その情勢は極めて厳しいものと認識しております。

5月末までの死亡事故の主な特徴を申し上げますと、高齢者の事故死者数が44人で、昨年と同数で、全体の61.1%を占めているということ、また、歩行者と自転車利用者といった、いわゆる交通弱者の事故死者数につきましても42人で、全体の58.3%と非常に高い割合を占めております。

こうした交通情勢のもとで「第10次愛知県交通安全計画」及び「平成28年度愛知県交通安全実施計画」が策定されるわけでございますけれども、あらためて、警察が抱える課題の大きさ、そして責任の重さといったものを痛感しているところであります。

特に、このたびの計画では「平成32年までに交通事故死者数を155人以下とする」との目標が掲げられており、今後人口の高齢化が一層進展すること等を踏まえますと、本目標の達成は容易ではなく、交通死亡事故抑止のための諸対策をより一層強力に推進していかなければならないと考えております。

私ども警察といたしましては、目標の達成を見据え、「人優先の交通安全思想」を基本理念とし、自治体、関係機関・団体と連携し、県民や事業者等と一体となって、交通安全スリーS運動などを推進していくことにより、県民の安全行動の定着化を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。私からの説明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして、児童・生徒に対する交通安全教育を担当する立場から、平松教育長、よろしくどうぞ。

○ 教育長

愛知県教育長の平松でございます。

教育委員会からは、まず児童生徒の交通事故の状況につきまして御説明いたします。

平成27年度中に、県教育委員会に報告がございました重大事故の人数は、小学生13名、中学生13名、高校生31名で、併せて57名となっております。そのうち、3名の尊い命が失われましたことは、大変残念でなりません。

事故の内訳でございますが、高校生の自損や加害の事例も見られますが、74%は児童生徒がけが等を負う被害事案となっております。また、全体の58%が、登下校中などの学校管理下で発生しております。

状況別で見ますと、自転車乗車中の事故が38件で、報告総数の67%にあたります。歩行中の事故を含め、横断歩道を渡っていて被害に遭った事例が、11件ございました。

事故の原因をしてみると、飛び出しや周囲への配慮不足等、児童生徒の側に非が認められる事案がある反面、子どもたち自身が交通法規を守って通行している状況においても、運転者の前方不注意等に起因すると思われる事故が多く発生しております。一歩間違えば命に関わったであろう内容の報告が増加している傾向が見られ、憂慮すべき状況が続いております。

こうした実態を踏まえまして、県教育委員会といたしましては、児童・生徒の交通安全教育につきまして、自分の命は自分で守る自己防衛の習慣や道路環境及び交通状況に応じた危険回避能力の育成、また加害者にもならないよう他者の安全に配慮できる心の育成が重要であると認識をしております。保健体育、道徳、特別活動など、学校の教育活動全体を通じまして、子どもの心身の発達段階に応じた実践的な教育に一層力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

そのために、交通安全の意識や技能を高める教育手法の開発に努め、その成果を学校へ周知するとともに、交通安全啓発資料の提供や交通安全を担当する教員の研修などに引き続きしっかりと取り組んでまいります。

また、小中学生の登下校中の事故防止に関わる通学路の交通安全対策も重要でございますので、市町村教育委員会に対しまして、「通学路安全推進会議」等の推進体制を核として、取組の基本的方針である「交通安全プログラム」が着実に運用されるよう働きかけてまいります。

児童生徒の交通安全対策につきましては、教育委員会、学校だけではなく、家庭や地域、さらに県警察や道路管理者を中心とした関係機関との協働が必要不可欠でございます。今後とも、緊密な連携と御協力をよろしくお願い申し上げます。教育委員会からは以上でございます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きましてですね、自動車安全技術を推進する立場から、小山産業労働部長、よろしくどうぞ。

○ 産業労働部長

私ども産業労働部では、第10次愛知県交通安全計画におきまして、自動車安全に係る技術開発などを推進する立場で参画し、その実施機関となる「自動車安全技術プロジェクトチーム」の事務局を務めております。

このプロジェクトチームには、2つのワーキンググループを設置しております。

一つは、「プローブ情報活用ワーキンググループ」で、実際に車が走行した位置、車速などの情報から生成された道路交通情報であるプローブ情報、いわゆるビッグデータというものを活用いたしまして、道路対策を行っております。

もう一つは、「事故分析ワーキンググループ」で、交通事故の類型別データを分析することで、今後開発すべき有効な自動車安全技術について検討しております。

さらに、究極の安全技術と言われております「自動走行」の推進にも取り組んでおります。月曜日に知事会見で公表していただきましたが、今年度、県内15市町の実証エリアで自動走行の実証実験を実施するとともに、自動走行のニーズや社会受容性についてのモニター調査を4箇所を実施いたします。

そのほか、県民の皆様を対象に、衝突被害軽減ブレーキなどの自動車安全技術を搭載した自動車の体験試乗会、交通安全教室における講習会などを開催することにより、先進安全自動車の理解を促す普及啓発活動を強化してまいります。

産業労働部としても、こうした取組を通じて、交通事故死者数と交通事故の減少に向けて努力してまいります。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

続いて、道路管理者の立場から、市川建設部長、お願いいたします。

○ 建設部長

私からは、建設部のハード対策について、御説明いたします。

近年の死亡事故の発生状況は、過半数が幹線道路で発生する一方、死者数の約6割が

歩行者・自転車の所謂交通弱者が占めておりまして、かつ、その半数は自宅から500m以内の身近な道路で亡くなっている状況でございます。

このため、建設部といたしましては、幹線道路の事故対策と生活道路の交通弱者対策の両面から対策に取り組んでまいります。

まず、幹線道路の事故対策といたしましては、従来から、道路や交差点の改良を推進するとともに、特に交通事故が多発している交差点において、カラー舗装などによりドライバーに注意喚起する県独自の速効対策を導入し、広範かつ機動的に対策を進めているところであります。

この結果、対策箇所では事故件数を約3割減少させるなどの成果を上げておりますが、今後も、しっかりと効果検証を行い、改善を加えより効果的に対策を実施してまいります。

また、生活道路の交通弱者対策としては、歩道設置やバリアフリー化を進めるとともに、全ての市町村で策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・県警とも連携して、危険箇所の解消に向け、持続的な取組を推進してまいります。

更に、新たな対策といたしまして、自動車の走行データを活用し、交通事故が多発するエリアにおける潜在的な危険箇所にも着目し、地域との協働により、通過交通や速度の抑制を図るなど、「人優先の安全・安心な道路空間の整備」に向けた取組を牽引してまいります。

今後も、幹線道路対策や生活道路対策、更にはこれらを組み合わせたエリア対策を推進いたしまして、交通死亡事故の抑制に向け、しっかりと取り組んでまいります。関係機関におかれては、格段の御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

では最後に、県の交通安全に関し、広報啓発を担当する立場で川島県民生活部長よろしく願いいたします。

○ 県民生活部長

県民生活部の川島でございます。

私ども県民生活部では、交通安全対策のうち、交通事故の抑止に向けまして、県民総ぐるみでの交通安全県民運動を始め、県民の皆様への広報啓発活

動に積極的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、本県の死亡事故の特徴を踏まえまして、死者数の約6割を占める高齢者に対してまして、広報効果が大きいテレビ・ラジオのCM放送や、高齢者が多く集う場所に出向き、事故防止効果の高い反射材を配布いたしまして、着用を呼びかけるなど、高齢者に対する事故防止対策を重点的に実施しているところでございます。

また、死亡事故原因の約8割を占めますドライバー対策につきましては、今年度は、新たに県民モニターを募り、ドライブレコーダーの映像記録を診断して、自分の運転を見つめ直す機会にさせていただく取組などによりまして、ドライバーの運転マナーの向上を図ってまいります。

更に、昨年、死者数が10人増加をした、自転車乗用中の事故防止対策では、今年度は、新たにテレビCMによる広報や、自転車の巡回啓発キャンペーン隊を結成して効果的な広報を実施するなど、自転車の安全利用についても力を入れて取り組んでまいります。

これらの広報啓発活動を通じて、県民の皆様交通安全意識の高揚を図りまして、死者数と交通事故の更なる減少に向けて努力してまいりますので、引き続き、皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

それでは、その他の委員の方で、何か御意見や御質問等ございましたら発言していただきたいと思えます。

特に御意見、御質問もないようでございますので、計画につきましては、原案どおり決定することといたしまして御異議はございませんか。

○ 各委員

「異議なし」の声

○ 議長（大村知事）

はい、ありがとうございました。異議なしということでございますのでそれでは、原案どおりこの計画を決定していきたいというふうに思います。

決定をいたしましたということですね。

続きましてですね、平成28年度愛知県交通安全実施計画（案）について事務局から説明いたします。はい、どうぞ。

○ 事務局（地域安全課長）

それでは、お手元の資料 2「平成 28 年度愛知県交通安全実施計画（案）」を御覧ください。

1 枚おめくりください。「はじめに」では、この実施計画が、先ほど御審議いただきました、「第 10 次愛知県交通安全計画」の基本方針に従って、平成 28 年度における県内の陸上交通の安全に関し、国、県、県警、公社等が具体的に講ずるべき施策を定めたものであること等について、当対策会議の会長であります知事のことばを掲載しています。

次のページの「目次」を御覧ください。本実施計画は、ローマ数字のⅠの計画の目標、Ⅱの本県の交通事故の現況、Ⅲの講じようとする施策等で構成しており、主な内容について順次、御説明いたします。

始めに 1 ページを御覧ください。「計画の目標」では、「2 実施計画の目標」に本計画の諸施策を確実に実施し、第 10 次愛知県交通安全計画に掲げた目標の達成に向け、着実に死傷者数等を減少させることを目標としました。

次に、3 ページを御覧ください。「本県の交通事故の現況」です。

過去 5 年間の交通事故発生状況や、4 ページを御覧ください。

「3 平成 27 年中の死亡事故の特徴」の（1）年齢別では、高齢者が全死者の約 6 割を占めていること、5 ページを御覧ください。

（3）道路形状別では、交差点での死亡事故は、全国最多で全体の約 5 割を占めていることなどを記載しています。

1 枚めくっていただきますと「Ⅲ 講じようとする施策」です。

7 ページを御覧ください。「第 1 節 道路交通環境の整備」、細目（1）「生活道路等における交通安全対策の推進」では、2 計画の内容（3）最高速度 30 キロメートルの区域規制により走行速度の抑制をコンセプトとする生活道路対策を推進します。

次に 8 ページを御覧ください。細目 2「通学路等における交通安全の確保」では、計画の内容（2）歩道拡幅整備等により通学路の安全確保を図ります。

次に 25 ページを御覧ください。「9 高度道路交通システムの活用」です。

細目 1「道路交通情報通信システムの整備」では、計画の内容（1）安全で円滑な道路交通を確保するため、渋滞情報等の道路交通情報を、ドライバーに対してリアルタイムに提供する道路交通情報通信システムの高度化を推進します。

少しとんで、次に 42 ページを御覧ください。「第 2 節 交通安全思想の普及徹底」です。

「1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」、細目1「幼児に対する交通安全教育の推進」では、計画の実施方針及び重点施策の最下段で、「チャイルドシート使用徹底モデル園を指定し、園児及び保護者を対象に参加・体験・実践型」の交通安全教室を開催します。

また、次のページの細目2「小学生に対する交通安全教育の推進」では、計画の内容(2)自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施します。

なお、次のページ以降も世代ごとに応じた具体的な計画を記載しています。

次に50ページを御覧ください。「3 交通安全に関する普及啓発活動の推進」です。

細目1「交通安全運動の推進」では、計画の実施方針及び重点施策で、年4回の交通安全県民運動を中心に推進します。

次に54ページを御覧ください。細目4「自転車の安全利用の促進」です。

計画の実施方針及び重点施策の一番下の段落で、高齢者及び小中学生に対しては、参加・体験・実践型の交通安全教室や交通安全自転車大会などを通じた広報啓発に努めます。

次に66ページを御覧ください。「第3節 安全運転の確保」です。

68ページを御覧ください。「1 運転者教育等の充実」、細目4「高齢運転者対策の充実」では、計画の内容「(3)イ 臨時適性検査の確実な実施」では、認知機能検査の結果、記憶力等の低下が認められ、かつ、特定の違反がある場合には、臨時適性検査等を確実に実施します。

次に75ページを御覧ください。「4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進」です。

上段の細目5「業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策」では、計画の内容に、初任運転者向けの指導・監督マニュアルの策定や高齢運転者等に対する効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を実施します。

次に77ページを御覧ください。「5 交通労働災害の防止等」です。

上段の細目1「交通労働災害の防止」では、計画の内容(2)労働災害防止団体連絡会議の開催等、関係事業者団体等と密接に連携し、協力を得て対策を効果的に推進します。

次に78ページを御覧ください。「6 道路交通に関連する情報の充実」です。

下段の細目2「気象情報等の充実」では、79ページの中ほどの計画の内容(3)情報の提供等では、交通事故の防止・軽減に資するため、情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達します。

また、住民に気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて、気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供します。

次に 8 1 ページを御覧ください。「第 4 節 車両の安全性の確保」です。

「1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進」の中ほどの細目 2 「安全に資する自動走行技術を含む、先進安全自動車の開発・普及の促進」では、計画の内容で、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全自動車を導入する運送事業者に対し支援を推進します。

次に 8 4 ページを御覧ください。「5 自動車安全に係る技術開発等の推進」では、計画の内容で、中堅・中小企業の技術の PR、取引先開拓のための展示会への支援、安全技術搭載自動車に係る講習会及び体験試乗会などを実施します。

次に 8 6 ページを御覧ください。「第 5 節 道路交通秩序の維持」です。

「1 交通の指導取締りの強化等」、「細目 1 「一般道路における効果的な指導取締りの強化等」では、計画の内容（1）本文 3 行目に、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、取締り時間等を検討した上で、飲酒運転など交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、取締り要望の多い迷惑性の高い違反等に重点を置いた指導取締りを推進します。

次に 1 0 6 ページを御覧ください。「第 9 節 鉄道交通の安全」です。

「1 鉄道交通環境の整備」の細目 1 「鉄道施設等の安全性の向上」では、計画の実施方針及び重点施策において、鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するなど、長寿命化に資する補強・改良を進めます。

次に 1 1 3 ページを御覧ください。「第 1 0 節 踏切道における交通の安全」です。

「1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」、計画の実施方針及び重点施策において、遮断時間が特に長い踏切道や、主要な道路で交通量の多い踏切道について、立体交差化を図ります。

以上、簡単ではございますが、平成 2 8 年度愛知県交通安全実施計画（案）の説明を終わります。

○ 議長（大村知事）

はい、それでは只今事務局から説明のありました平成 2 8 年度愛知県交通安全実施計画（案）につきまして、御意見等ありましたらお伺いいたします。

はい、どうぞ。

特に御意見、御質問もないようでございますので、この実施計画につきましては、原案どおり決定することといたしまして御異議はございませんでしょうか。

○ 各委員
「異議なし」の声

○ 議長（大村知事）

はいありがとうございます。

異議なしということでございますので原案どおり決定をいたします。

本日決定されました、計画の推進につきましては、各委員の皆様方の一層の御協力をお願い申し上げ、また、県民の皆様方と一体となった取組を進めていただき、死者数はもとより、交通事故全体の減少を目指し、「交通事故のない社会」の実現を目指してまいりたいと思っております。

皆様には、議事の円滑な進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして議長の役目を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(4) 閉会

○ 事務局（地域安全課主幹）

ありがとうございました。

以上で平成28年度愛知県交通安全対策会議を終了させていただきます。

本日は、大変お忙しい中御出席いただきありがとうございました。資料等お忘れ物のないようお願いいたします。

ありがとうございました。